

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号			調 達 要 求 番 号			物 品 番 号			仕 様 書 番 号			
4K6Z23C02440			4LAF2AF0026 0001						GRD-Z001014			
品名 または 件名												
0 3 式中距離地对空誘導弾等と 1 1 式短距離地对空誘導弾の接続に係る調査研究												
部品番号 または 規格												
仕様書のとおり												
使 用 器 材 名												
数 量		単位	銘 柄			使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00		ST										
納地または工事場所						引 渡 場 所						
陸幕												
搬 入 場 所						納 期 ま た は 工 期						
						令和8年3月31日 (火)						

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年3月19日 (水) 11時00分 中央会計隊入札室 (E-1 棟 6 F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

ア 「防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用にあたっての追加事項について (通知)」の第4項 (1)、(2)、(3)、(4) の資料を1部作成し、令和7年3月3日17時00分までに担当者に提出すること。

イ 仕様書4. 1 事前提出を求める資料等を令和7年3月3日17時00分までに下記へ提出するものとする。

提出先：陸上幕僚監部装備計画部開発課 加藤 (TEL:03-3268-3111 内線41783)

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する契約条項

補給処等用標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

(4) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分
(前日が休日又は休養日の場合は、その前日)までに担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書(写)」を提出すること。
(FAX可)

カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
別途執行日時を示し、後日執行する。

キ その他の項目については別紙による。

ク 契約手続の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 當銘(とうめ) (TEL:03-3268-3111 内線47555)
(FAX:03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ

陸上幕僚監部装備計画部開発課 加藤 (TEL:03-3268-3111 内線41783)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
0 3 式中距離地对空誘導弾等と 1 1 式 短距離地对空誘導弾の連接に係る調査研 究、	GRD-Z 0 0 1 0 1 4		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 7 年 1 月 3 1 日	
	変 更	年 月 日	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部開発課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、中距離地对空誘導弾と短距離地对空誘導弾の連接に係る調査研究（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1 中SAM等

この仕様書においては、03式中距離地对空誘導弾（以下、“中SAM”という。）、03式中距離地对空誘導弾（改善型）（以下、“中SAM（改）”という。）及び03式中距離地对空誘導弾（改善型）能力向上（以下、“中SAM（改）能力向上”という。）の総称をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、この仕様書の規定を優先するものとする。

a) 仕様書等

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

秘密保全に関する訓令〔防衛省訓令第36号（19.4.27）〕

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4608号（19.4.27）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（4.3.31）〕

1.3.2 関連文書

a) 仕様書等

CP-Y-0107P 03式中距離地对空誘導弾

GGM-Y620001M 11式短距離地对空誘導弾

GGM-Y640005E 03式中距離地对空誘導弾（改善型）

4-AD-05003 03式中距離地对空誘導弾（改善型）能力向上

b) その他

- 03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上 システム設計報告書
- 03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上 基本設計報告書
- 03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上 細部設計報告書「地上装置（Block1）」
- 03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上 細部設計報告書「地上装置（Block2）」
- 03式中距離地対空誘導弾（改善型） 設計計算書
- 03式中距離地対空誘導弾 設計計算書
- 11式短距離地対空誘導弾 設計計算書
- 対空戦闘指揮統制システム 設計計算書

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は、三菱電機株式会社が製造した中SAM等と東芝インフラシステムズ株式会社が製造した11式短距離地対空誘導弾（以下，“11短SAM”という。）との接続の実現要領について検討するものとする。

なお、接続は、中SAM等の射撃統制装置と11短SAMの射撃統制装置の間で実施するものとする。

2.2 調査研究等

調査研究等は、次による。

なお、細部は、陸上幕僚監部装備計画部開発課（以下，“開発課”という。）との調整による。

2.2.1 中SAM等と11短SAMとの接続要領に係る検討

目標情報の共有等を可能とする接続の実現に必要な事項（必要な装置の構成・規模、通信、接続のインターフェース等）について分析するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 事前提出を求める資料等

本役務に従事する技術者は、能力等を有する者を含む実施体制を構築するものとする。

- a) 設備及び実施体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）
- b) 法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む。）
- c) 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

4.2 提出書類等

提出書類等は、表1によるものとする。

なお、電子記憶媒体の記憶方式については、開発課との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表 1－提出書類等

番号	提出書類等	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書 (作業工程表)	A 4	1 式	契約締結後、速やかに	開発課（市ヶ谷）
2	法的資格保有者（役務従事者）名簿	A 4	1 式		
3	中間成果報告書	A 4 簡易製本	1 式	令和 7 年 7 月末	
4	調査研究成果報告書	A 4 ファイル綴じ	1 冊	令和 8 年 2 月末	
5	電子データ	C D－R	1 枚		
注記 1 中間成果報告書及び調査研究成果報告書は、2.2 に示す各項目の調査研究成果とする。					
注記 2 電子データは、中間成果報告書及び調査研究成果報告書の内容とし、細部は、開発課との調整による。					

4.3 打合せ等

打合せ等は、表 2 による。

表 2－打合せ等

区分	打合せ事項	打合せ時期（基準）	打合せ場所
第 1 回	実施計画に関する事項	実施計画書（作業工程表） 作成後、速やかに	開発課（市ヶ谷）
第 2 回	中間成果報告	令和 7 年 7 月	
第 3 回	調査研究成果報告	令和 8 年 2 月	

4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

- 契約の相手方は、秘密の文書及び図画等の取扱いに当たっては、“秘密保全に関する訓令”により、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。
- 契約の相手方は、本役務に関する物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- 契約の相手方は、本役務の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表等を許可なく行ってはならない。契約履行後も同様とする。

4.5 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第 2 項第 1 号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.6 著作権その他の権利

著作権その他の権利は次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。
- c) 官側及び契約の相手方は、著作権の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料等の閲覧、または無償貸付に関する事項
- b) その他契約履行に必要な事項

4.8 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—								
	調達要求番号	4LAF2AF0026.								
	調達要求年月日	令和 7 年 2 月 3 日								
	作 成 部 課	陸上幕僚監部 装備計画部 開発課								
	作 成 年 月 日	令和 7 年 1 月 3 1 日								
品 名	0 3 式中距離地对空誘導弾等と 1 1 式短距離地对空誘導弾の 接続に係る調査研究									
仕様書番号	GRD-Z 0 0 1 0 1 4									
1 指定事項 契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 1 3 7 号（令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき適切に管理するものとする。										
2 保護すべき情報として指定された情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">指定すべき情報</th> <th rowspan="2">企業で取り扱う際の 留意事項</th> </tr> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘導武器等に関する 性能諸元等</td> <td> 1 有効射程・射高、戦闘効力圏 2 防護範囲 3 リアクションタイム 4 SSKP、撃破確率、撃墜率 5 ミスディスタンス 6 電波諸元（周波数、帯域等） 7 処理目標数 8 探知距離、追従距離 9 伝送時間、伝送速度 10 管理目標数 11 最大接続数 12 目場情報伝送数、入力目標数 13 処理目標数 14 表示性能（目標数、範囲） 15 音声回線数 16 通信装置の回線数 17 通信装置の伝送距離 18 抗たん性に関する記述 </td> <td> ○ 打合せ、調整等における会議資料、議事録に保護すべき情報が含まれる場合には保護対象とする。 ○ 契約の相手方からの依頼に基づき官側が閲覧などを支援したデータ、資料等に保護すべき情報が含まれる場合は保護対象とする。 ○ 提出書類等に保護すべき情報が含まれる場合には保護対象とする。 ○ 官民での協議により保護すべきと判断された情報については、保護対象とする。 </td> </tr> </tbody> </table>			指定すべき情報		企業で取り扱う際の 留意事項	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	誘導武器等に関する 性能諸元等	1 有効射程・射高、戦闘効力圏 2 防護範囲 3 リアクションタイム 4 SSKP、撃破確率、撃墜率 5 ミスディスタンス 6 電波諸元（周波数、帯域等） 7 処理目標数 8 探知距離、追従距離 9 伝送時間、伝送速度 10 管理目標数 11 最大接続数 12 目場情報伝送数、入力目標数 13 処理目標数 14 表示性能（目標数、範囲） 15 音声回線数 16 通信装置の回線数 17 通信装置の伝送距離 18 抗たん性に関する記述	○ 打合せ、調整等における会議資料、議事録に保護すべき情報が含まれる場合には保護対象とする。 ○ 契約の相手方からの依頼に基づき官側が閲覧などを支援したデータ、資料等に保護すべき情報が含まれる場合は保護対象とする。 ○ 提出書類等に保護すべき情報が含まれる場合には保護対象とする。 ○ 官民での協議により保護すべきと判断された情報については、保護対象とする。
指定すべき情報		企業で取り扱う際の 留意事項								
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細									
誘導武器等に関する 性能諸元等	1 有効射程・射高、戦闘効力圏 2 防護範囲 3 リアクションタイム 4 SSKP、撃破確率、撃墜率 5 ミスディスタンス 6 電波諸元（周波数、帯域等） 7 処理目標数 8 探知距離、追従距離 9 伝送時間、伝送速度 10 管理目標数 11 最大接続数 12 目場情報伝送数、入力目標数 13 処理目標数 14 表示性能（目標数、範囲） 15 音声回線数 16 通信装置の回線数 17 通信装置の伝送距離 18 抗たん性に関する記述	○ 打合せ、調整等における会議資料、議事録に保護すべき情報が含まれる場合には保護対象とする。 ○ 契約の相手方からの依頼に基づき官側が閲覧などを支援したデータ、資料等に保護すべき情報が含まれる場合は保護対象とする。 ○ 提出書類等に保護すべき情報が含まれる場合には保護対象とする。 ○ 官民での協議により保護すべきと判断された情報については、保護対象とする。								

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4LAF2AF0026	契約実施計画番号	4K6Z23C02440
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
03式中距離地对空誘導弾等と11式短距離地对空誘導弾の接続に係る調査研究	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	陸幕	納入期限(工期)		令和8年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 3 月 19 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連絡先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和6年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者